

記入例【★防火対象物点検が不要なもの】

OOビル 消防計画

防火対象物名称

第一章 総 則

(目的)

第1条 この計画は OOビル の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防および人命安全確保ならびに被害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、OOビル に勤務しましたは出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の業務と権限)

第3条

- (1) 管理権原者は、OOビル の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に遂行できる権原を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

防火管理者 氏名

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は OO OO とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討および変更に関すること。
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施および防災教育に関すること。
- (3) 建築等の自主検査の実施とその指導監督に関すること。
- (4) 消防用設備等の法定点検に関すること。
- (5) 火気の使用または取扱いに係る指導監督に関すること。
- (6) 収容人員の把握と安全管理に関すること。
- (7) 管理権原者に対する助言および報告に関すること。
- (8) 防火管理維持台帳の作成と保管に関すること。
- (9) 自衛消防隊の編成に関すること。
- (10) 放火対策に関すること。
- (11) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(消防機関への報告および連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出および連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(変更の都度)
- (2) 建築物および諸設備の設置または変更の事前連絡ならびに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) 消防訓練時における事前通報および指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防および地震時の出火防止を図るために、別紙1に定める火元責任者は、防火管理者に建物、火気使用器具等および消防用設備等の点検検査を行った結果を報告するものとする。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐
- (5) その他

(自主点検検査員の業務)

第8条 自主点検の検査員は火元責任者とし、次の業務を行うものとする。

- (1) 自主点検員は、別紙2に定める建物等の自主点検票に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(自主点検検査の時期)

第9条 建物の日常の点検については、毎日終業時に実施しするとともに、定期自主点検については下表のとおり実施することとする。

なお、防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に保管することとする。

項目	建 物 構 造	防 火 設 備	避 難 施 設	電 気 設 備	火 氣 使 用	危 險 物	そ の 他
点検時期					実施する日付を記入して下さい。		

毎月 **1日・15日**に実施する

特定用途防火対象物は1年に1回、非特定用途防火衣装物は3年に1回

(消防用設備の法定点検)

第10条 消防用設備等の法定点検は、下表のとおり実施することとし、点検結果については、**1(3)**年1回消防長または消防署長に報告するとともに、その結果を「防火対象物維持台帳」に保管することとする。

	機 器 点 檢 (6ヶ月に1回)	総 合 点 檢 (1年に1回)	点 檢 者
消 火 器	3月・9月		
屋 内 消 火 栓 設 備	3月・9月	3月	
備	3月・9月	3月	
備	3月・9月	3月	
)	3月・9月	3月	
)	3月・9月	3月	
灯	3月・9月		

消防用設備等の名称については、該当するものを必要に応じて変更・追加し、記入してください。
(例)屋内消火栓
→パッケージ型消火設備
スプリンクラー設備 等

法定点検については**〇〇設備会社**に委託して行うこととする。

消防用設備の法定点検を実施委託する業者を記入ください。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第11条 次に掲げる事項を行おうとする者は、
を受けるものとする。

- (1) 指示場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設定または変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項が発生したとき。

該当する消防用設備等についてのみ記入してください。

年2回の点検のうち、1回は機器点検と総合点検を兼ねるため、同じ月となります。

防火対象物名称

(従業員の遵守事項)

第12条 〇〇ビルに勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、路地、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等を設置せず、その機能を阻害しないこと。
- (3) 災害を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 廉房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用後必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸殻等を指定場所へ集めること。

第4章 自衛消防活動対策

防火対象物名称

自衛消防隊長 氏名

(自衛消防組織と任務分担)

第14条 〇〇ビルの自衛消防組織は、〇〇〇〇を自衛消防隊長とするとともに、自衛消防隊員は別紙3のとおりとする。

なお、自衛消防隊の任務担当は下表のとおり。

係 別	任 务 内 容
隊 長	<ul style="list-style-type: none">・ 自衛消防隊の各係員に対し、指導、命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。・ 避難状況の把握を行う。
応 急 救 護 係	<ul style="list-style-type: none">・ 負傷者の応急救護にあたる。
通 報 連 絡 係	<ul style="list-style-type: none">・ 消防機関に対する通報および確認を行う。・ 出火の報知および消防隊への情報の提供にあたる。・ 隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。
消 火 係	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器具等を用いて消火作業にあたる。
避 難 誘 導 係	<ul style="list-style-type: none">・ 非常口等を開放し避難誘導にあたる。・ 避難器具の設定、操作にあたる。

(避難経路図等)

第15条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置および屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員すべてに周知徹底するとともに、館内に掲示する。

なお、避難経路図については別添のとおりとする。

建物の平面図をもとに作成して下さい。

第5章 震 災 対 策

(震災予防措置)

第16条 防火管理者および火元責任者は、地震時の被害拡大を防止するため、第2章に基づく各設備器具の点検検査に合せて、次の事項を行う。

- (1) 建物、建物に付随する施設（看板、窓枠、外壁等）および陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止および自動消火装置、燃料等の自動停止装置についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第17条 各火元責任者は、地震発生後、建物、火気使用設備器具等の点検検査を行い、その結果を防火管理者に報告するとともに、その安全を確認後、設備等の使用を開始することとする。

(震災に備えての準備品)

第18条 震災に備えて次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食（2～3日分）
- (4) 飲料水
- (5) その他必要なもの

各市町が指定する避難場所を記入してください。

・彦根市では防火対象物から直近の小学校を記入してください。

・犬上郡は小・中学校のグランド等、地域防災計画や防災マップに記載の避難場所を記入してください。

(地震時の活動)

第19条 地震時の活動は、第4章による

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて避難を行う。
- (2) 防火管理者は、被害状況を管内放送により全従業員に知らせるとともに、必要な事項を指示することとする。
- また、関係防災機関（消防署、市町村役場等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 指定避難場所は、〇×町「〇×小学校」とし、集結場所は、「〇〇ビル 駐車場」とする。
- (4) 指定避難場所への避難開始は、防災関係機関の避難指示等または自衛消防隊長の命令により行う。

第6章 防火教育および訓練

(防災教育の実施時期および内容)

第20条 防火管理者は、下表のとおり防災教育を行うものとする。

対象	実施月日	内容
全従業員	3月1日	(1) 消防計画の周知徹底
	9月1日	(2) 火災予防上の遵守事項 (3) 従業員各自の任務および責任の周知徹底 震災対策に関する基本的事項 (4) その他火災予防上必要な事項
新入社員	その都度	

防災教育を実施する月日を記入して下さい。

(消防訓練の実施)

第21条 防火管理者は、下表のとおり消防訓練を実施するものとする。

また、訓練を実施する時は、自衛消防訓練通知書により事前に消防機関へ通報するものとする。

(訓練を実施するにあたり、消防署の要請を必要とする場合は、消防署に事前に連絡する。)

訓練	実施時期	実施者
消火訓練	3月・9月	
通報訓練		
避難訓練		
防災訓練		必要に応じて実施

消防訓練を実施する時期を記入して下さい。

★各訓練の実施回数について★

・特定用途防火対象物

消火訓練・避難訓練は年2回以上、
通報訓練は年1回以上 実施が必要です。

・非特定用途防火対象物

消火訓練・避難訓練・通報訓練をそれぞれ年1回以上 実施が必要です。

付則

この計画は、令和〇年〇月〇日から実施する。

作成した消防計画の施行日を記入して下さい。

火元責任者表

(火元責任者の遵守事項)

- 各担当区域の火災予防上の状態を常に管理し、防火管理者にその状況を報告する。
 - 別紙2の点検表に基づき、担当区域の点検を実施する。
 - 担当区域の建物構造、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設（少量危険物貯蔵取扱所含む。）、火気使用設備、消防用設備等の状況を別紙2により点検する。
 - 毎日終業時には、火元の確認等を自主検査する。

定期自主点検票(担当区域)

)

	建 物	防 火 施 設	避 難 施 設	電 気 設 備	少 量 危 険 物 施 設	火 気 を 使 用 す る 設 備	消 防 用 設 備 等	備 考	防 火 管 理 者 確 認 印
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									

毎月、点検を実施した際に記入して下さい。
(消防計画の提出時は空欄で可)

- | | |
|-----------------|---|
| 1 建 物 | 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段等の損傷、老化はないか
許可なく、改築、改造、模様替え等をしていないか等 |
| 2 防火施設 | 防火戸等の閉鎖障害はないか、防火区画を構成する壁等の破損はないか
階段室内に配管、ダクト等が貫通していないか
防火設備等は故障等していないか等 |
| 3 避難施設 | 階段、通路、避難口等に避難障害となる物品がおいていないか
通路等の有効幅員が確保されているか、出入口、非常照明等管理等 |
| 4 電気設備 | たこ足配線になっていないか、コンセント等にはこりは溜まってないか
許容電流の範囲内で電気器具を使用しているか |
| 5 危険物施設 (少量含む。) | 標識はあるか、必要事項の記載状況、換気状況、配管、タンク等の状況
危険物の漏えい等はないか、清掃状況(可燃物の有無)、設備等の損傷有無 |
| 6 火気を使用する設備 | 可燃物の有無、安全装置等は機能するか、設備は老化、損傷はないか
清掃状況、機器の周りに炭化はないか |
| 7 消防用設備等 | 設備等の故障、紛失等はないか、位置等が変更されていないか
操作の障害となるものはないか |

自衛消防隊編成表

自衛消防隊長	係別	氏名
	通報連絡係	○○ ○○
		○○ ○○
	消防係	○○ ○○
		○○ ○○
<u>○○ ○○</u>	応急救護係	○○ ○○
		○○ ○○
	避難誘導係	○○ ○○
		○○ ○○

建物内における災害時の任務分担について、各担当者の氏名を記入して下さい。